

一般事項書

第1章 総則

(目的)

第1条 この一般事項書は、「宮崎市上下水道施設運転管理業務委託」に適用する。本一般事項書は、本業務委託に係る標準的な仕様を定めたもので、発注者が管理する取水施設、浄水施設、配水施設及び二次配水施設（以下「浄水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図ることを目的とする。本一般事項書のうち、特に必要な事項については特記事項書に定める。

(業務の履行)

第2条 受注者は、浄水場等の機能が十分に発揮できるよう、本一般事項書のほか、契約書及びその他関係書類（現場説明を含む。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務の範囲)

第3条 宮崎市上下水道局が運転管理業務を委託する浄水場等施設は表1のとおりとする。

2 業務委託の範囲及び業務内容は、本一般事項書「第2章 業務範囲と業務内容」及び「特記事項書」のとおりとする。

表1 浄水場等施設（119施設）

施設名等	施設等の所在地
1. 下北方浄水場	宮崎市下北方町寺ヶ迫5437
2. 柏田水源地	宮崎市大字瓜生野字笠置1477
3. 下北方配水池系	宮崎市下北方町長ヶ迫6301 外11箇所
4. 池内配水池系	宮崎市池内町字細谷3032 外10箇所
5. 富吉浄水場	宮崎市大字富吉字上川久保5655-1
6. 富吉水源地	宮崎市大字富吉字青木4-3
7. 生目台配水池系	宮崎市生目台西5丁目8-1 外6箇所
8. 下北方配水池中継ポンプ所	下北方配水池敷地内
9. 高岡送水ポンプ所	富吉浄水場敷地内
10. 岩切送水ポンプ所系	宮崎市大字熊野字広永江3489 外13箇所
11. 田野町第1浄水場系	宮崎市田野町字木場段甲13610-5 外13箇所
12. 田野町第3配水池系	宮崎市田野町字上ノ原甲2554-3 外4箇所
13. 川口浄水場系	宮崎市高岡町浦之名字川口4436-3 外18箇所
14. 高浜配水池系	宮崎市高岡町高浜字茶園堀867-3 外7箇所
15. 浦之名水源地系	宮崎市高岡町浦之名字田之平607-1 外5箇所
16. 清武町第1水源地系	宮崎市清武町今泉乙2198-1 外5箇所
17. 清武町第2水源地系	宮崎市清武町船引7842-1 外5箇所
18. 清武町第3水源地系	宮崎市清武町木原2672-1 外4箇所

※施設の詳細については宮崎市上下水道局ホームページに掲載

(関係法令遵守)

第4条 受注者は、業務の履行に当たって、次に掲げる法令を遵守しなければならない。

水道法、電気事業法、消防法、騒音規制法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、個人情報保護に関する法律、その他業務の履行に関する関係法令等

(業務管理)

第5条 受注者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

- 2 受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。
- 3 受注者は、浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行に当たって常に問題意識をもってこれに当り、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。
- 4 受注者は、豪雨、台風、地震、濁水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備すること。
- 5 受注者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(従事者の届出)

第6条 受注者は、従事者の職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む。）を記載した従事者選任届を届出ること。異動若しくは変更のある場合も同様とする。

2 受注者は、次の各号に定めるとおり従事者を配置しなければならない。

- ①総括責任者 1人
- ②現場責任者 3人「下北方浄水場」「富吉浄水場」「田野・高岡・清武・佐土原町・旧宮崎市域」
- ③主任技術者 全従事者の構成比50%以上（総括責任者を除く）
- ④技術者 全従事者の構成比50%以下（総括責任者を除く）

3 総括責任者の兼務はできないものとする。

4 受注者の従事者について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、発注者及び受注者にて協議する。

(有資格者の基準)

第7条 受注者は、本業務の履行に必要な有資格者を確保しなければならない。また、有資格者の基準は「特記事項書」に記載するとおりとする。

(総括責任者の職務)

第8条 総括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 本業務の最高責任者として、従事者の指揮、監督、技術技能の向上、労働安全衛生の確保、勤怠管理を行うとともに、事故防止に努めること。
- (2) 契約書、本一般事項書、「特記事項書」、「要求水準書」、「設備管理基準」、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 施設及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(総括責任者の要件)

第9条 総括責任者は、次の要件をすべて満たし、下北方浄水場に常駐するものとする。

- (1) 水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士2級以上の有資格者であり、総括の職務に足る管理能力がある者。
- (2) 10年以上の実務経験(浄水処理工程の運転管理)を有し、浄水場等の運転管理について高度な技術力及び的確な判断力を有する者。

(現場責任者の職務)

第10条 現場責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 各事業場の最高責任者として、他の従事者の指揮監督を行うものとする。
- (2) 浄水場等の設備及び機器の特性を熟知しその性能を十分発揮させるとともに、異常事態に迅速かつ適切な対応ができる体制を整えるものとする。
- (3) 日常の業務執行状況を適宜、発注者に報告するものとする。
- (4) 適宜、研修等をもって従事者を教育し技術の向上を図るとともに、事故の防止に努めるものとする。

(現場責任者の要件)

第11条 現場責任者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士3級以上の有資格者であり、現場責任者の職務に足る管理能力がある者。
- (2) 8年以上の実務経験(浄水処理工程の運転管理)を有し、浄水場等の運転管理について高度な技術力及び的確な判断力を有する者。

(主任技術者の職務)

第12条 主任技術者は、浄水場等の運転管理に責任を持ってあたるとともに、第13条で定める技術者を指導育成するものとする。

- 2 主任技術者は、現場責任者を補佐するとともに、現場責任者に事故等があった場合に限り現場責任者の職務を代行することができるものとする。

(主任技術者の要件)

第13条 主任技術者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 水道浄水施設管理技士3級以上の有資格者であり、業務の専門職として主体的業務を遂行できる者。
- (2) 5年以上の実務経験(浄水処理工程の運転管理)を有し、浄水場等の運転管理について高度な技術力及び的確な判断力を有する者。

(技術者の職務)

第14条 技術者は、主任技術者を補佐し、浄水場等における業務を行うものとする。

(技術者の要件)

第15条 技術者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 学校教育法における高等学校又はこれと同等以上の教育課程を卒業していること。
- (2) 浄水場等の運転操作について必要な技能を伴う業務ができること。

(業務履行計画書)

第16条 業務履行計画書には、次の事項について「特記事項書」に定めるとおり記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること
業務方針及び業務の概要
- (2) 現場組織に関すること
現場組織表、事務分担表、緊急時体制表
- (3) 業務工程に関すること
年間業務工程表（運転管理・設備点検）、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること
業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生教育に関すること
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全・保安管理に関すること
保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

(年間業務計画書及び年間業務完了報告書等)

第17条 受注者は、業務履行計画書及び本一般事項書「第3章 業務書類等」に定めるところにより、運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る計画書、完了報告書等を提出しなければならない。

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書等)

第18条 受注者は年間業務計画書に基づき、あらかじめ発注者と協議し、「特記事項書」に定める諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。

(委託業務記録等の整備)

第19条 受注者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を常に整備し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

2 委託業務記録は、「特記事項書」に定めるもののほか、受注者が必要と思われる記録類とする。また、「特記事項書」に定める委託業務記録類について変更が必要な場合は、発注者と協議すること。

(安全管理)

第20条 受注者は、作業の実施にあたり法令などに基づいて安全管理に関する事項を定めなければならない。

(教育及び訓練)

第21条 受注者は、運転管理（運転、監視、巡視、点検、測定等）に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する運転マニュアル等を作成し、教育しなければならない。

2 受注者は運転管理に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、危機管理マニュアルを作成し、実施指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書・器具等の貸与)

第22条 受注者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等は、発注者が貸与する。

2 貸与品については、台帳を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受注者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第23条 受注者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、物品等の整理整頓に努めなければならない。

また、不要な物品等についても、これを整理しなければならない。

(事務室等の自主管理)

第24条 受注者は、浄水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、発注者の許可を受けるとともに、受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 事務室等は無償で貸与するが、使用期間中、受注者の責任で汚損等があった場合は、受注者の負担で修繕しなければならない。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用に当たっては節約に努めなければならない。

(従事者の服装等)

第25条 受注者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については外部者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第26条 受注者は、浄水場等の火災を未然に防止するため、事業場ごとに火気取扱責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(浄水場等の施設の一般管理)

第27条 受注者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、業務の実施、浄水場等の施設の保全等について、十分注意を払わなければならない。

2 受注者は、業務履行上で必要な諸事項について、発注者と協議を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、発注者に提出し承諾を得ることとする。

第2章 業務範囲と業務内容

(業務範囲)

第28条 業務の主な内容は次のとおりとし、本条以降に記すほか、「特記事項書」及び「要求水準書」に定めるものとする。

(1) 運転監視業務

ア. 浄水場等の設備機器の運転制御

イ. 浄水場等の監視

ウ. 浄水場等の巡視点検

エ. 浄水場等の故障・緊急時の対応

オ. 上記の記録及び報告書の作成

カ. その他業務上必要な諸作業

(2) 保守点検業務

- ア. 浄水場等の機械設備点検（調整及び軽微な修繕を含む。）
- イ. 浄水場等の電気設備点検（調整及び軽微な修繕を含む。）
- ウ. 浄水場等の計装設備点検（調整及び軽微な修繕を含む。）
- エ. 浄水場等の簡易な補修及び小塗装
- オ. 着水井、沈澱池、ろ過池、浄水池、洗浄排水池、排泥池、配水池、中継ポンプ所など水槽の点検
- カ. 上記の記録及び報告書作成
- キ. その他業務上必要な諸作業

(3) 廃棄物処理施設の技術管理業務

- ア. 下北方浄水場機械脱水機の維持管理に係る技術上の業務
- イ. 下北方浄水場機械脱水機の維持管理に従事する他の従事者の監督

(4) 薬品調達管理業務

- ア. 浄水処理に必要な薬品の調達と管理
- イ. 上記の記録及び報告書の作成

(5) 環境整備業務

- ア. 浄水場等の敷地内の外溝・除草作業等の環境整備
- イ. 浄水場等の敷地内の清掃及び整理・整頓
- ウ. 上記の記録及び報告書の作成

(6) 水質管理業務

- ア. 浄水場等の運転管理上で必要な通常的な水質検査及び管理
（ただし、法令に定める概ね月1回行う水質検査は除く。）
- イ. 毎日1回、指定された末端給水栓について行う「色・濁り・残留塩素濃度」の検査
（旧宮崎市域10地点・佐土原町域2地点・田野町域6地点・高岡町域7地点・清武町域7地点）
- ウ. 週1回、指定された末端給水栓について行う「残留塩素濃度」の検査
（旧宮崎市域29地点・佐土原町域8地点）
- エ. 臨機の措置及び緊急対応
- オ. 上記の記録及び報告書作成

(7) 物品等調達業務

- ア. 浄水場等の運転に必要な水質測定用の試薬、消耗品等の調達と管理
- イ. 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
- ウ. 上記の記録及び報告書の作成

(8) その他

- ア. 夜間・休日における、電話・来客者の対応
- イ. 夜間・休日における、災害緊急通報時の職員への連絡
- ウ. 浄水場等の監視・保安
- エ. 天日乾燥床（富吉・下北方浄水場）における浄水汚泥の減容化及び除草作業
- オ. 富吉浄水場関連施設（河川内・取水施設・排砂ピット）の浚渫作業

(施設の運転日及び運転時間)

第29条 業務対象設備の施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重大故障等、現状予測し得ない事象が起り、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議する。

(施設の監視及び制御)

第30条 受注者は、監視及び制御により、異常を発見した場合又は変更が必要な場合は、その都度、速やかに発注者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受注者の判断で実施し、発注者に報告することとする。

- (1) 浄水処理工程における、経済的かつ適正な運転管理
- (2) 取水・送水・配水設備の適正な流量管理
- 2 監視及び制御は、次に掲げるほか、「特記事項書」及び「要求水準書」のとおりとする。
 - (1) 受変電設備の監視
 - (2) 原水流量、ろ過水流量、送水流量、配水池流入量、配水池配水量の監視及び制御
 - (3) 取水口、取水井の監視及び制御
 - (4) 浄水場等の水位及び流量などの監視及び制御
 - (5) 浄水場等のポンプ設備の流量監視及び制御
 - (6) 沈澱池、急速ろ過池等の運転監視及び制御
 - (7) 濁度、pH値、アルカリ度、残留塩素等水質の監視
 - (8) 薬品等の注入量の監視及び制御
 - (9) 薬品類、潤滑油脂類などの残量記録
 - (10) 薬品等の取扱い及び受入れ立会い
 - (11) 機械脱水ケーキ搬出時のホッパー開閉作業
- 3 受注者は、運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録し、提出しなければならない。

(巡視点検)

第31条 受注者は、次の巡視点検を実施するものとする。なお、巡視点検の頻度は「特記事項書」のとおりとする。

- (1) 末端給水栓の水質検査
- (2) 浄水場等の巡視・点検（地震や豪雨時等における臨時の巡視・点検を含む）
- (3) 水源地上流に合流する支流の巡視
※ 水質が浄水処理に支障を来す恐れがある場合
- (4) その他業務上必要な巡視
- 2 設備ごとの標準的な点検内容は「設備管理基準」に定める。

(調整及び整備)

第32条 受注者は各機器が正常に作動するように調整及び整備に努めること。

- 2 受注者は、次の調整及び整備を実施するものとする。
 - (1) 各種ポンプ類の消耗品の交換及びオイル交換
 - (2) 各種電動機類の消耗品の交換及び調整
 - (3) 各種バルブ類のグリースアップ

(簡易な修繕等)

第33条 受注者は、点検整備により発見した不良箇所、若しくは故障の発生した破損箇所のうち、現場で対応可能なものについては修繕を行い、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、緊急措置を行うとともに、発注者に報告する。

2 設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については受注者の負担とする。

(薬品の調達管理)

第34条 受注者は、浄水処理に必要な薬品の調達と管理を行わなければならない。また、その管理においては関係法令等に定める有資格者の業務を含め、受注者が適切に行うものとする。ただし、使用薬品については、別紙1「薬品の品質」のとおりとし、発注者の承諾を得なければならない。

2 薬品費は、納入量に応じて別紙2「薬品費精算額計算書」により年度毎に精算調整を行うものとする。

3 著しい物価変動により、薬品基準単価の増減があった場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

4 薬品の調達量は「特記事項書」及び「要求水準書」のとおりとする。

(発注者の業務の補助)

第35条 受注者は、次の業務に関し補助を行うものとする。

- (1) 見学者対応
- (2) 発注者が行う催事

(業務管理)

第36条 受注者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 運転操作に伴う操作表の作成
- (4) 浄水場等の自主管理
- (5) 完成図書等貸与品の管理
- (6) 宿日直における来客、電話及びFAX等の受付
- (7) 浄水場等の保安及び施錠
- (8) 災害時における業務

(就業形態)

第37条 受注者は、業務の履行にあたり原則として表2の就業形態により行うものとする。

2 浄水場等の設備が自動化、若しくは省力化等により、就業形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、協議の上、就業形態を変更できるものとする。

表2 就業形態

業務名称	就業形態	
(1) 運転監視業務	24時間	下北方浄水場及び富吉浄水場を監視拠点とする浄水場等
	夜間・休日 ※1	田野町域、高岡町域、清武町域、佐土原町域及び旧宮崎市域（下北方浄水場及び富吉浄水場を監視拠点とする浄水場等を除く。）の浄水場等 ※2
(2) 巡視点検	計画による	
(3) 保守点検等	計画による	
(4) 水質分析	計画による	
(5) 緊急時	必要の都度	

※1 休日とは「宮崎市の休日を定める条例」で定められた休日。

※2 田野町域及び清武町域は田野営業所内、高岡町域は富吉浄水場で監視し、佐土原町域及び旧宮崎市域（下北方浄水場及び富吉浄水場を監視拠点とする浄水場等を除く。）は一般電話による通報システム又はクラウドシステムにより監視する。なお、平日の8時30分から17時15分までは、宮崎市上下水道局の各担当部署職員が監視する。

(勤務体制)

第38条 受注者は、業務履行計画書に、前条による勤務体制を定めるものとする。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第39条 受注者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 総括責任者選任通知書
- (2) 業務履行計画書
- (3) 借用承諾願
- (4) その他必要なもの

3 年間業務の開始前に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 年間業務計画書（前年度の2月末までに提出）
- (2) 使用薬品承諾願（年度途中で薬品購入先等を変更する場合はその都度事前に提出）

4 月間業務の開始前に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 月間業務計画書（前月の25日までに提出）

5 月間業務完了後、速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 月間業務完了報告書
- (2) 薬品の納品書及び成分分析表（月間納入分）

6 年間業務完了後、直ちに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務完了届
- (2) 年間業務完了報告書
- (3) その他当該年度業務完了に必要なもの

7 その他発注者が要求するものについては、必要の都度提出しなければならない。

(業務完了検査)

第40条 受注者は、年間業務を完了したときには「特記事項書」に定める方法により、発注者の業務完了検査を受けなければならない。

第4章 その他

(経費の負担)

第41条 受注者が業務履行上で負担する経費は、受注者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転管理費等とし、「特記事項書」に定めるものとする。

(責任)

第42条 契約期間中に生じた運転管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受注者の負担において速やかに補修、改善又は取替えもしくは、補償等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(雑則)

第43条 本一般事項書に明記されていない事項であっても、運転管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

- 2 運転等に関わる資料の提出を発注者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。
- 3 受注者は、発注者の承諾なく発注者の所有物を場外に持ち出し、又は、業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(事業実施におけるリスクマネジメント)

第44条 事業実施における浄水場等について、その水道法上の責任は発注者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転管理上の責任は原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

- 2 リスクの分担及びリスクマネジメントについては、別紙3「責任分担表」に基づき、その程度や具体的内容については、別途リスク等協議書を発注者及び受注者が協議のうえ作成するものとする。
- 3 リスクの分散を図るため、発注者及び受注者は、保険対応可能な事項については賠償責任保険等に加入するものとする。
- 4 受注者は加入した保険について、業務履行計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(疑義)

第45条 本一般事項書に疑義を生じた場合又は、定めのない事項が発生した場合は、発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

薬品の品質

薬品名	規格
共通	水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)
PAC 高塩基度PAC	JWWA:K154:2016「水道用ポリ塩化ナトリウム」と同等以上
	PAC:塩基度50%以上
	高塩基度PAC:塩基度65%以上
次亜塩素酸ナトリウム	JWWA:K120:2008-2「水道用次亜塩素酸ナトリウム」における一級製品 I と同等以上
苛性ソーダ	JWWA:K122:2005「水道用水酸化ナトリウム」と同等以上
	水酸化ナトリウム濃度:24%程度
希硫酸	硫酸分:70%程度
活性炭	JWWA:K113:2005-2「水道用粉末活性炭」と同等以上
	乾燥減量50%程度のウェット炭

薬品費精算額計算書（令和 年度分）

No.	納入場所	薬品名	搬入手段	単位	基準単価 (円)	年間 基準量	年間 基準額 (円)	年間 納入量	年間 精算額 (円)
1	下北方浄水場	PAC	ローリー	kg		891,000			
2		次亜	ローリー	kg		525,300			
3		苛性ソーダ	ローリー	kg		37,500			
4		希硫酸	ローリー	kg		163,200			
5		活性炭※一般	フレコンバッグ	kg		36,000			
6		活性炭※高機能	フレコンバッグ	kg		60,000			
7		並塩	25kg/袋	袋		192			
8	富吉浄水場	PAC※高塩基度	ローリー	kg		627,000			
9		次亜	ローリー	kg		381,100			
10		苛性ソーダ	ローリー	kg		18,900			
11		希硫酸	ローリー	kg		51,200			
12		活性炭※一般	フレコンバッグ	kg		18,000			
13		活性炭※高機能	フレコンバッグ	kg		48,000			
14		並塩	25kg/袋	袋		224			
15	岩切送水ポンプ所	次亜	20kgポリ缶	kg		4,000			
16	田野町第1浄水場	PAC	コンテナ	kg		10,800			
17		次亜	コンテナ	kg		6,000			
18	田野町第3配水池系	次亜	20kgポリ缶	kg		1,120			
19	川口浄水場	PAC	20kgポリ缶	kg		600			
20		次亜	コンテナ	kg		4,400			
21		苛性ソーダ	20kgポリ缶	kg		19,400			
22	高浜配水池	次亜	20kgポリ缶	kg		1,360			
23	浦之名水源地	チオ硫酸	25kg/袋	袋		4			
24	清武町第1水源地	PAC※高塩基度	20kg箱	kg		1,400			
25		次亜	20kgポリ缶	kg		1,200			
26	清武町第2水源地	PAC	コンテナ	kg		5,850			
27		次亜	コンテナ	kg		3,600			
28	清武町第3水源地	PAC	コンテナ	kg		20,150			
29		次亜	コンテナ	kg		18,000			
合 計					-	-		-	

責任分担表

責任の種類	責任の内容	責任分担	
		発注者	受注者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	—
応募費用	入札の応募費用に関するもの	—	○
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	—
契約締結リスク	発注者の責による選定業者と契約の締結不能、又は契約の延期	○	—
	受注予定者の責による発注者と契約の締結不能、又は契約の延期	—	○
法令等の変更	委託事業に直接関係する法令等の変更	○	—
	行政指導 規制、指導	○	—
第三者賠償リスク	契約期間中の受注者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの	△	○
	契約期間中の受注者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの	△	○
	住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）	○	△
事故・災害	受注者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由	○	○
	損害保険等において免責とされている事由	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	—
	受注者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	発注者による指示書等の内容の不備によるもの	○	—
	業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備）によるもの	△	○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	—
	発注者・受注者の責によらない水質事故によるもの	○	△
財務	発注者側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	—
	受注者側の債務不履行（倒産等）	—	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限	○	△
事業の中止	発注者側の責めによるもの	○	—
	受注者側の責めによるもの	—	○
計画変更	事業内容の変更	○	—
費用増加	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	—

注) ○、○の場合： 契約業務内の部分の責任は受注者が負い、それ以外の部分は発注者が負う。

○、△の場合： 原則として○の責任負担者が責任を負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側も責任を負う可能性がある。

△、△の場合： 一定の基準又は協議により責任を両者で分担する。

○、—の場合： ○の責任負担者が全ての責任を負う。